

# 兵庫県立武道館 指定管理者 募集要項

兵庫県教育委員会

## 目次

はじめに .....	1
1 業務の概要 .....	1
2 業務の内容 .....	2
3 管理の方法 .....	3
4 指定期間及び指定管理料 .....	5
5 指定管理者と県の責任分担 .....	7
6 応募方法 .....	9
7 応募に関する留意事項 .....	11
8 選定方法 .....	12
9 スケジュール .....	14
10 協定の締結 .....	14
11 その他 .....	16
12 問合せ先 .....	17

## はじめに

兵庫県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）では、県立武道館の管理業務について、より一層のサービスの向上と業務の効率化を目指すために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成16年条例第2号）第2条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例施行規則（平成16年教育委員会規則第6号）並びに兵庫県武道館の設置及び管理に関する条例（平成14年条例第33号）の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

## 1 業務の概要

### （1）施設概要

名 称	兵庫県立武道館
所在地	姫路市西延末504番地（姫路市手柄山中央公園内）
面 積	敷地面積 20,326.06㎡ 延床面積 14,033.52㎡
構 造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造）
階 数	3階建（地上2階、地下1階）

### （内 訳）

区 分		主 な 施 設	備 考
第1道場 ブロック	道 場	第1道場（1,243㎡ 競技場4面（檜床）、観客席1,980席）	自動床転換システム 大型映像装置設置
	附属施設	控室、準備室、救護室、更衣室	
	管 理	受付、事務室、館長室、応接室、会議室	
第2道場 ブロック	道 場	第2道場（2,457㎡ 競技場8面（杉床）、観客席1,034席）	4分割利用可
	附属施設	指導員室、準備室、器具庫、フレックストイレ	
共 用 ブロック	附属施設	エントランスホール、展示・情報コーナー、研修室、和室、レストラン、トレーニングルーム、相談室	

### （2）管理運営方針

#### 基本方針

県立武道館は、武道の振興を通じ、青少年をはじめ広く県民の心身の健全な発達に寄与するため、設置されました。

同館では、現在、この設置目的に基づき、県下の武道の中核施設として、各武道大会の開催、武道に関する講習会、研修会等の開催、武道に関する相談活動や指導武道に関する調査研究、資料収集及び情報提供などの業務を行っています。

また、平成 20 年 3 月に中学校学習指導要領が改訂され、保健体育科では、これまで選択であった武道が必修となり、県教育委員会では、平成 24 年度からの新学習指導要領の完全実施に向けて、指導者養成などの条件整備を図っていく必要があります。

指定管理にあたっては、これらの活用の現況及び施設の設置目的、教育を取り巻く状況の変化に留意し、行政の代行としての基本姿勢に立ち、県民の信頼に応え、利用者が満足できるように適正な管理運営を行うとともに、県教育委員会と連携し、事業の展開を図っていく必要があります。

#### 施設の維持管理方針

施設の維持管理については、管理水準書を基に、施設の特性を考慮し、より質の高い維持水準を保てるよう、必要かつ適正な管理を行わなければなりません。

施設や設備については、利用者が快適かつ安全に利用できるよう、常に清潔に保ち、また、機能を正常に保持するために、適正な管理と保守点検を行わなければなりません。

#### 施設の運営管理方針

利用者の満足度を高め、期待に応えるため、常に利用者の声を聴取し、反映できるものは積極的に取り入れ利用者に対して平等かつ公平な態度で運営を行わなければなりません。

また、危機管理体制や、防犯体制の整備など、利用者の安全確保や、防災対策にも十分な配慮をするとともに、環境対策にも取り組む必要があります。

## 2 業務の内容

指定管理者は、以下の業務を行うこととします。業務の詳細については、別添の管理水準書で示します。管理水準書には、標準的な管理内容を示していますので、応募にあたっては適切な管理内容を提案してください。

### (1) 施設管理

建物管理

工作物管理

設備管理（電気設備、空調設備、衛生・給排水設備、消防設備、機械設備等他）

清掃

警備

備品管理

### (2) 運営管理

安全巡視

利用指導

利用料金の徴収

利用許可

武道に関する講座の開設

武道に関する講習会、研修会等の開催

武道に関する相談、指導

武道に関する調査研究、資料収集及び情報提供

利用の増進及び住民参画の取り組み

- ( 3 ) 緊急時の対応
  - 災害・事故への対応
  - 損害保険への加入

- ( 4 ) その他
  - 自主事業の実施
  - 県教育委員会への報告
  - 県教育委員会・関係機関との連絡調整

### 3 管理の方法

#### ( 1 ) 関係法令の遵守及び利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営

関係法令（兵庫県立武道館の設置及び管理に関する条例、兵庫県立武道館管理規則、地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関係法令、消防法、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令、公益通報者保護法、個人情報保護に関する法律及び条例、情報公開条例、公の施設の指定管理者の指定等に関する条例、公の施設の指定管理者の指定等に関する条例施行規則、県民の参画と協働の推進に関する条例、その他関係法令等）を遵守し、施設利用者の安全性及び快適性に考慮した管理運営を行わなければなりません。

#### ( 2 ) 現行開館時間等

開館時間	休館日	備考
午前 9 時から午後 9 時まで	(1)月曜日 (2)12月28日～1月4日 までの日	・平成18年度から県民サービスの拡大のため12月28日及び1月4日は開館しています。

#### 休館日の変更及び開館時間の変更

指定管理者が、必要があると認めるときは、県教育委員会の承認を得て休館日以外の日において臨時に休館し、又は休館日において臨時に開館することができます。また、開館時間についても必要があるときは、変更することができます。

#### ( 3 ) 指定管理業務の執行体制に関する事項

指定管理者は、次の諸規程及び執行の体制を整備し、「2 業務の内容」を適切に執行しなければなりません。

##### 区分経理・会計体制の確立

会計帳簿を整備するとともに、区分経理・会計体制を確立し、適正な公金管理を行わなければなりません。

手持現金の取扱いに係る規程を整備し、事故防止体制を整えることも求められます。

##### 施設、備品管理体制の確立

ア 施設、備品の管理については、現行の公有財産台帳及び県有備品一覧表を活用し、適正に管理しなければなりません。

イ 管理に必要な事務室、倉庫、備品等は無償で貸与します。

ウ 建物（食堂等目的外使用許可している部分を含む。以下同様）、工作物、設備、備品等のメンテナンス、修理は指定管理者が行うものとします。

エ 指定管理者が指定管理業務遂行上必要なものとして購入した備品は兵庫県（以下「県」という。）に帰属するものとします。

備品：使用耐用期間が、おおむね1年以上にわたり、かつ、購入価格等が5万円以上のものをいう。

#### 人員の配置

業務の遂行にあたっては、施設の管理の業務及び武道・体育指導業務、講習会等の企画運営に相当の知識及び経験を有する複数の人員を当該業務に従事させるものとします。

現行の職員配置状況（平成21年4月1日現在）

区 分		職 員 配 置	主 な 業 務 内 容
	館長	1名（県派遣職員）	・施設運営の統括
	副館長	1名（県派遣職員）	
総務課	課長	1名（県派遣職員）	・施設の管理運営全般、庶務、会計経理、給与等、物品の管理、利用料金徴収、関係機関との連絡調整
	係長	1名（県派遣職員）	
	主査	1名（体育協会職員）	
	臨時技術職員	1名	
	日々雇用職員	1名	
振興課	課長	(副館長兼務)	・年間利用の企画立案、施設利用の受付及び許可、利用者に対する指導・助言、事業等の企画立案、指導者の養成・研修、講座の開設 武道競技団体との連携、武道に係る調査研究・相談
	主任指導主事	1名（県派遣職員）	
	臨時技術職員	3名	
	非常勤嘱託員	2名	
	日々雇用職員	3名	
計		16名	

参考 平成20年度は、県派遣職員5名、体育協会職員1名、臨時技術職員4名、非常勤嘱託員2名、日々雇用職員4名

#### 守秘義務

指定管理者は施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとします。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様とします。

#### 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する条例の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護のための必要な措置を講じなければなりません。

指定管理者が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはいけません。また、個人情報の漏えい等の行為には、同条例に基づく罰則が適用される場合があります。

#### 情報の公開

指定管理者は、指定管理業務に係る文書等の情報の公開については、県教育委員会の承認を得て、別途、情報公開規程等を策定し、必要な措置を講じなければなりません。

#### 行政手続の措置

指定管理者は審査基準、標準処理期間及び処分基準を定め、これを公にしておく必要があります。

また、聴聞手続に関する規程を定める必要があります。

#### 内部通報処理の仕組みの整備

指定管理者は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）により、通報・相談窓口の設置、内部規程の整備を行う必要があります。

#### （４）業務の委託

指定管理者は、業務の一部を第三者に委託することができます。しかし、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、請け負わせることはできません。

#### （５）食堂営業等に関する事項

武道館利用者の便宜を図るために行う食堂営業、自動販売機等の設置については、「行政財産の目的外使用」となるため、県教育委員会から営業・設置の許可を受けることが必要となります。

これらの営業・設置を受けた業者等は、別途、目的外使用に係る使用料を県教育委員会に納める必要があります。

また、食堂営業については、外部委託営業にするか、直営にするかを含め、具体的に提案してください。

（平成20年度実績：兵庫県立武道館資料集（以下「資料集」）参照）

### 4 指定期間及び指定管理料

#### （１）指定期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間

ただし、この期間は兵庫県議会での議決により確定します。

#### （２）管理経費の算出等について

指定管理業務に係る経費（以下「指定管理料」という。）

指定管理料の算出に当たっては、人件費、設備管理費、警備保安費、環境衛生管理費、事務所経費、光熱水費、消耗品費、修繕費、委託費、租税公課など必要な経費を計上し、これより利用料金収入を差し引いて算出し提案してください。

（平成20年度実績：資料集参照）

なお、各年度終了時において、指定管理経費に過不足が生じた場合及び利用料金収入が計画と異なる場合にも、精算はせず、年度協定で決定した額は変更しません。

また、指定管理業務が、年度当初の計画どおり実施されない場合は、指定管理料を減額します。

指定管理料は消費税込みの金額で提案してください。

## 利用料金制度

本施設では、平成18年4月1日から利用料金制度を導入しています。この制度では指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とします。（使用料、受講料のみ。手数料については県の歳入となるため、私人委託契約に基づき納付書により払い込む必要があります。）

指定管理者は、兵庫県立武道館の設置及び管理に関する条例及び兵庫県立武道館管理規則に定める基準金額に0.5を乗じて得た金額から当該基準額に1.5を乗じて得た金額の範囲の額で県教育委員会の承認を受けて利用料金の額を定めるものとします。

下記 の基準額に基づいて利用料金収入見込額を提案してください。

なお、利用料金収入は、施設の利用に供する年度の会計に属するものとします。

また、利用料金制度の詳細は、「10 協定の締結」等に基づいて定めます。

### 現行基準額

現行の利用料金の基準金額については、兵庫県立武道館の設置及び管理に関する条例及び兵庫県立武道館管理規則に定められています。兵庫県立武道館資料集に条例及び規則を掲載しておりますので、参照してください。

### 利用料金の減免等について

指定管理者は、利用料金の減免等について、兵庫県立武道館の設置及び管理に関する条例の規定に基づき、県教育委員会の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができます。

#### ア 現行減免基準

##### 障害者に対する施設の利用料金の減免

###### I 個人利用

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定するもの（以下「障害者」という。）及びその介護者（1名に限る。以下同じ。）が利用する場合：減免率1/2

###### 団体利用

利用者の主たる構成員（利用者総数の過半数）が障害者である団体が利用する場合（構成員に介護者数は含めない）：減免率3/10

#### イ 利用料金の現行還付基準

I 災害その他利用者（受講者）の責めに帰すことができない理由により、利用又は、講座の受講ができなくなったとき。 当該利用料金の全額

次に掲げる期日までに利用の取消しの申し出があったとき。

ア) 利用の日の7日前までのとき。 当該利用料金の全額

イ) 利用の日の3日前までのとき。 当該利用料金の1/2

講座の開始の前日までに受講の取消しの申し出があったとき。 当該利用料金の全額

### 修繕費等の取扱い

修繕等に要する費用は消耗品・小規模修繕・大規模修繕から構成します。

消耗品費：購入価格が1件5万円未満の物品の購入をいい、必要な費用を計上して下さい。

小規模修繕：施設又は設備の劣化若しくは損傷部分、又は機器の性能若しくは機能を実質上支障のない状態まで回復させるものとし、指定管理料に必要な



な金額を計上して下さい。（例：トイレ修理、漏水修繕、シャワー修理等）

大規模修繕：年度毎の変更が大きい。大規模修繕経費は指定管理料に含みません。

なお、大規模修繕が必要となった場合は、別途、指定管理者と県教育委員会との間で協議を行い、決定します。

（平成20年度実績：資料集参照）

光熱水費・通信費

指定管理者の負担とします。（平成20年度実績：資料集参照）

H P の管理運営費

H P の作成および維持管理費、プロパイダ契約等については、指定管理者の負担とします。

管理口座

本施設の管理業務にかかる経理については、金融機関に専用口座を設けて行ってください。

支払条件

本業務に関して、四半期ごとに指定管理者から提出される事業報告書等により管理運営の実施状況を確認した後の出来高払いを原則としますが、必要に応じて四半期ごとの前金払いも可能です。

事業所税について

姫路市は事業所税の課税団体となっています。そのため、県立武道館の指定管理者に対して、事業所税が課税される可能性がありますので、事前に必ず確認するなどして注意願います。（詳しくは姫路市役所市民税課 事業所税担当（電話079-221-2265）までお問い合わせください。）

### （3）自主事業の実施

事業内容

自主事業とは、指定管理業務以外で、指定管理者が県教育委員会の許可を得て施設内において自らの責任で自主的に行う事業です。

施設利用者のニーズに応える、創意工夫を凝らした新しいサービスの提案を求めます。

事業内容については、別紙様式集「様式6-3 自主事業計画書」に記載してください。

収益金

自主事業の収益金を施設管理費に充てることもできるので、その場合は、「様式7 収支計画書」収入の「その他収入」欄に金額を記載して提案してください。

その他

指定管理者に選定された場合でも、提案された自主事業の実施については別途県教育委員会の承認が必要となります。

（平成20年度収支実績：資料集参照）

## 5 指定管理者と県の責任分担

指定管理業務に係る県と指定管理者の責任分担は、次に示す「責任分担表」の通りとします。なお、県と指定管理者の責任分担に疑義がある場合、又は責任分担表に定めのない責任が

生じた場合は、県教育委員会と指定管理者が協議のうえ、責任分担を決定するものとします。

責任分担表

項 目		指定管理者	県
施設の維持管理・運営			
施設の 法的管理	使用許可、許可の取り消し		
	目的外使用許可		
施設内設備、備品の維持管理			
周辺住民・利用者等からの苦情・要望等対応			(案件により対応)
施設の修繕	小規模修繕		
	大規模修繕		
不可抗力(県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う施設、設備の修復による経費の増加		(県への報告 ・応急対策)	
自然災害時、防災拠点として利用する問等の業務停止による運営リスク			
物価・金利変動に伴う経費の増			
政治・行政上の理由による事業変更等に伴う増加経費の負担			
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		
	上記以外の変更		
支払遅延	指定管理者の責に帰することのできない理由により、県からの経費の支払遅延によって生じた事由		
	上記の場合以外		
書類の誤り	仕様書等、県が責任を持つ書類の誤りによるもの		
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		
利用者や第	施設の管理暇疵に伴う損害賠償		
	施設の設置暇疵に伴う損害賠償		
施設に係る各種保険加入			
事業修了時の費用(指定期間が終了した場合、又は期間途中において業務を廃止した場合等における定管理者の撤収費用)			

施設の改修、修繕等の項目の大規模修繕・改修とは日常的な維持管理に必要な修繕業務(施設又は設備の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実質上支障のない状態まで回復させることとし、消耗品の交換を含むものとする。)の範囲を超える修繕とします。

## 6 応募方法

### (1) 募集要項の公開

募集要項は平成21年7月6日(月)から、県ホームページに掲載しています。

### (2) 応募書類等の配布

応募に必要な関係書類は直接配布とします。お手数ですが「12 問合せ先」までお越しください。

現地説明会申し込み「応募に必要な書類は、県ホームページからはダウンロードできませんので配布場所にてお受け取りください。

配布期間：平成21年7月6日(月)から平成21年7月22日(水)まで(土日を除く)  
9時～正午、13時～17時

配布場所：「12 問合せ先」と同じです。

### (3) 応募者の資格

次のア～ウのすべての条件を満たす法人等であること。

ア 法人またはその他法人格を有する団体(以下「法人等」という。)、もしくはそのグループ

イ 武道場、体育施設に係る管理業務を遂行する能力を有する法人等。

ウ 兵庫県内に事務所等を置く法人等であること。複数の法人等がグループ構成して応募する場合は、代表となる法人またはグループを構成する法人のいずれかの法人が兵庫県内に事務所等を置いていること。

次のア～シに該当する法人等は、応募することができません。(必要に応じて関係機関に事実関係の照会を行う場合があります。)

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

イ 会社更生法、民事再生法に基づく更正又は再生手続きを開始している者。

ウ 兵庫県から指名停止処分を受けている者。

エ 県税、法人税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がオに該当する者。

キ 法人等であって、その役員のうちオ・カのいずれかに該当する者があるもの。

ク 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者。

ケ その者の親会社等(その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者)がオからクのいずれかに該当する者。

コ 指定管理者候補者選定委員会委員及び公募事務に関与した者及びこれらの者と利害関係を有する者。

カ 兵庫県、他の自治体を問わず、指定管理者の指定の取り消しを受けた者。

シ 特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第42条に該当する者。

（4）グループ応募の場合の条件

複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負います。

同時に複数のグループの構成団体となることはできません。

単独で応募した法人等は、グループで応募する場合の構成団体となることはできません。

代表となる法人等及びグループを構成する法人等の変更は原則として認めません。ただし、グループを構成する法人等については、業務遂行上支障がないと県が判断した場合に限り、変更を認めることがあります。

（5）現地説明会

公募対象施設の現地説明会を行います。当日は、募集要項等の資料は配布いたしませんので、事前に上記(2)の資料を入手の上ご持参ください。

開催日時：平成21年7月24日（金）13時30分から

開催場所：兵庫県立武道館

（住所）姫路市西延末504

（主な交通）山陽電鉄「手柄駅」下車

徒歩6分

参加申込：参加希望の方は7月17日（金）17時まで（必着）に、参加申込書（様式8）を「12 問合せ先」までEメールにて送付してください。なお、参加人数は各法人等（グループごと）2名までとします。

（6）質問事項の受付及び回答方法

質問受付期間：平成21年7月24日（金）から平成21年7月30日（木）まで

受付方法：質問票（様式9）1枚につき1問の質問事項を記入のうえ、「12 問合せ先」までEメールにて送付してください。（質問票には、必ず応募書類受取り時に発行する受付番号と応募者毎の通し番号を記入してください。受付番号が無い質問にはお答えしません。）

質問回答：質問に関する回答は、県ホームページに掲載します。

（平成21年8月7日（金）までに掲載予定。）

（7）応募書類の受付

受付期間：平成21年8月10日（月）から平成21年8月26日（水）まで（土・日を除く）9時～正午、13時～17時

受付期間後は受け付けません。また、受付期間後の応募書類の変更及び追加は認めません。

受付場所：「12 問合せ先」と同じです。

提出書類は必ず持参してください。郵送等による書類の提出は受け付けません。

## (8) 応募書類

以下に示す、1～9の所定の書類を提出してください。各様式について、制限枚数を越えたものについては、審査対象から除外しますのでご注意ください。応募書類6(事業計画書及び収支計画書、様式6～様式7)はワープロ等で作成し両面印刷とし、正本は簡易な製本、副本は2穴綴じにしてください。応募書類2, 3, 6については、電子データとしても提出願います。なお、電子データは、ワード又はエクセルで作成しデータをCD-Rに収容するものとします。

	応募書類	様式・枚数制限	電子データ	提出部数	
				正	副
1	兵庫県立武道館指定管理者指定申請書	様式1 : 1枚	-	1	1
2	法人等の概要1	様式2 : 1枚		1	1
3	法人等の概要2(グループ応募の場合のみ)	様式3 : 1枚		1	1
4	共同事業体協定書兼委任状(グループ応募の場合のみ)	様式4 : 1枚 (必要枚数)	-	1	1
5	宣誓書	様式5 : 1枚	-	1	1
6	事業計画書及び収支計画書	様式6～7:枚数は項目により指定があります		各1	各9
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人又は団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類</li> <li>・役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類</li> <li>・法人又は団体のパンフレット</li> </ul>	任意	-	1	3
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募書類を提出する日の属する事業年度の法人等の事業計画書又はこれに類する書類及び過去2か年の事業報告書</li> </ul>	任意	-	1	3
9	法人にあつては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の登記簿謄本</li> <li>・過去3年間の               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 法人税納税証明書及び消費税納税証明書</li> <li>2) 貸借対照表</li> <li>3) 損益計算書</li> </ol> </li> </ul> その他の団体にあつては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去2か年の収支決算書</li> </ul>	任意	-	1	3

## 7 応募に関する留意事項

### (1) 接触の禁止

選定委員、本件業務に従事する県職員並びに本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

( 2 ) 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

( 3 ) 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

( 4 ) 追加資料の提出等

県が必要と認める場合には、追加資料の提出、ヒアリングの実施を求めることがあります。

( 5 ) 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

( 6 ) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

( 7 ) 応募書類の著作権

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合、応募書類の内容を無償で使用することができるものとします。

( 8 ) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず、返却いたしません。

また、情報公開条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、公開することがあります。

( 9 ) 事業計画書記載に当たっての留意点

取組実績等を踏まえてできるだけ具体的に記載してください。

業務の内容については「管理水準書」を参照してください。

様式に記載された内容について、提案された内容どおりの実施を保障するものではありません。

## 8 選定方法

### ( 1 ) 選定の手順

#### 資格審査、申請内容の確認及び照会

応募書類提出後、県教育委員会の担当部署において資格審査を行います。また、記載内容については、確認、照会等を行う場合があります。

#### 選定委員会による審査

資格審査通過後、県教育委員会が設置する指定管理者候補者選定委員会により総合的に審査します。

ア 1次審査：事業計画書等による書類審査を行います。

イ 2次審査：1次審査通過団体に対してヒアリングを行い、総合的に審査します。

審査の結果は、それぞれの審査終了後、すみやかに通知します。

#### 指定管理者候補者の選定

選定委員会の報告を受け、県教育委員会で優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。県教育委員会は、この結果を速やかに公表するとともに応募者に通知します。

#### 指定管理者の指定

指定管理者の指定に係る議案について議会の議決を経た後、指定管理者の指定を行います。指定については、県公報において告示するとともに、県ホームページにて公表します。

### (2) 審査の基準

指定管理者の審査は以下の基準に基づき、審査の項目毎に評価し、総合的に行います。

提案された指定管理料が一定金額【528,315千円(3年間分)】以上の場合、または、著しく実現性を欠くと認められる場合は審査対象から除かれます。

条例に規定する 指定の基準	審査の項目	審査の視点		配点	
				1次	2次
1 公の施設の 管理の業務 に関する計 画が管理の 業務の適正 かつ確実な 実施のため に適切なも のであるこ と	(1) 管理運営 方針	公の施設としての設置目的への理解		20	20
		県の管理運営方針との整合性			
		申請団体の参加意欲、積極性			
		武道団体との連携方策			
		武道大会の誘致方策			
	(2) サービスの 向上及び管 理運営体制	サービスの向上	県民の施設の平等な利用の確保	30	50
			利用促進方策		
			サービス向上を図るための具体的手法及び期待される効果		
			利用者ニーズの把握		
			有料施設の管理運営方針(利用料金・開館時間)		
			武道講座の企画運営		
			武道に係る指導者の育成		
		管理運営体制	施設の維持管理方針	30	
			道場床面維持管理 第1道場(檜床)、第2道場(杉床)		
			当該施設の管理運営体制(知識・経験を有する 人員等の配置計画、支援体制、安全管理体制等)		
(3) 効率的な管 理運営	指定管理料	施設の指定管理運営に係る所要経費額	20	50	
	収支計画の 妥当性	収支計画の実現の可能性(必要所要額が収支計 画に的確に反映されているか)	20		

		効率的な維持管理計画		
	(4) 危機管理体制の確保	事故防止の取組み及び災害等緊急時の対応 個人情報の保護、利用者からの苦情対応体制、内部通報処理に関する対応	1 0	1 0
2 公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。	(1) 申請団体の管理運営体制	職員体制	2 0	3 0
		公正労働基準の確保		
		人材の指導育成、研修体制		
	(2) 申請団体の経営的基礎	団体の経営状況、財務体質、事業実績	1 0	
		財務諸表に対する適正なチェック体制・開示体制		
	(3) 類似施設の運営実績	類似施設、業務の良好な運営実績の有無	3 0	3 0
		施設管理に係る技術的能力		
	(4) その他、必要と認められる事項	障害者の雇用状況・雇用計画、男女共同参画への取組等社会的価値への取組み等	1 0	1 0
合 計			2 0 0	2 0 0

## 9 スケジュール（予定）

募集の開始：平成21年7月6日（月）  
 募集要項等配布期間：平成21年7月6日（月）～7月22日（水）  
 現地説明会：平成21年7月24日（金）  
 質問事項の受付期間：平成21年7月24日（金）～7月30日（木）  
 質問の回答：平成21年8月7日（金）まで  
 応募書類受付期間：平成21年8月10日（月）～8月26日（水）  
 募集の終了：平成21年8月26日（水）  
 選定結果の公表、応募者への通知：平成21年11月上旬  
 兵庫県議会における議決：平成21年12月中旬  
 指定管理者の指定（告示）：平成22年1月中旬  
 協定の締結：平成22年3月  
 業務引継ぎ：平成22年3月  
 管理の開始：平成22年4月1日

## 10 協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理業務及び自主事業等に関し、協定を締結します。

なお、指定管理者の指定については、優先交渉権者に協定の交渉の第一優先交渉権を付与したもので、平成22年3月31日までに合意に至らなかった場合は、次点交渉権者に交渉権が移行するものとします。

### (1) 協定事項

県の示す管理の基準及び応募書類に基づき、県と協議の上で指定管理者が行う具体的な業務内容を決定し、協定を締結します。協定は、基本協定と年度協定に区分し、それぞれ、次の事項を規定するものとします。



## 基本協定

### a 総括的事項

協定の趣旨、指定管理者が行う業務の内容、指定期間、事業計画、責任者及び必要な職員の配置に関する事項等

### b 業務の実施体制に関する事項

関係法令等の遵守、利用の事務を行わない日及び窓口受付時間等、業務履行における指定管理者の義務、県有財産及び県有物品の使用の承認又は貸付け、業務により取得した物品類の帰属、緊急時の対応等

### c 業務の実施に関する事項

業務の水準の確保に関する事項（管理運営基準、事務処理要綱等）、施設・備品の改修・修繕に関する事項

### d 経費に関する事項

指定管理料の支払い方法、利用料金収入の取扱い、指定管理者の経理に関する事項、管理に必要な備品等の扱い等

### e 指定管理者提案事業に関する事項

実施する事業に関する事項、作業計画に関する事項、実施条件等

### f 業務の報告及び監督に関する事項

事業報告書の提出に関する事項、業務の実施状況に関する報告、事故の場合の報告に関する事項、県による履行確認に関する事項

### g 損害賠償及び不可抗力に関する事項

損害賠償に関する事項、第三者への賠償に関する事項、保険に関する事項、不可抗力発生時の対応に関する事項

### h 指定の取消し及び業務の停止に関する事項

指定の取消し及び管理業務の停止を行う場合、指定の取消し等による損害賠償に関する事項等

### i 指定期間終了に伴う措置に関する事項

原状回復に関する事項、事務の引継ぎに関する事項、財産の処理に関する事項等

### j 協定の実施に伴う細目的事項

### k 報告書等の提出の具体的な時期等

### l 全業務の第三者への包括委任の禁止に関する事項

### m 個人情報の保護に関する事項

### n 情報の公開に関する事項

### o その他の事項

権利義務の譲渡の禁止、疑義の取扱い等

## 年度協定

### a 当該年度の指定管理料に関する事項

### b 当該年度の実施業務の範囲等に関する事項

### c その他必要な事項

## (2) 協定が締結できない場合について

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、県はその指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。

暴力団員を業務を統括する者又は従業者としている場合、又は、暴力団又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し又は関与する等、これと交わりをもつ者をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有している場合に該当していることが判明するなど著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

応募資格を喪失したとき。

## 1 1 その他

### (1) 事業報告

指定管理者は、四半期毎に事業実施状況を県教育委員会に報告するものとします。加えて会計年度終了後、50日以内に事業報告書及び決算報告書を作成し、提出するものとします。

また、県教育委員会は、施設管理に適正を期するため、指定管理者の業務及び経理に関し定期又は臨時に報告を求め、必要に応じてその管理する施設に立ち入って実地に調査し、又は必要な指示を行うことができるものとします。

### (2) 実績評価及び指定の取消し

県教育委員会は、指定管理業務の水準を確認するため、事業報告書や実地調査の結果等に基づき、実績評価を行います。

実績評価の結果、指定管理業務が管理水準書や協定に定める基準を満たしていないと認められるときは、県教育委員会は必要な改善措置を講じるよう指示し、それでも改善が見られない場合は指定管理料の引き下げ、または、指定を取り消すことができるものとします。

また、暴力団員を業務を統括する者又は従業者としている場合、又は、暴力団又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し又は関与する等、これと交わりをもつ者をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有している場合に該当していることが判明するなど社会的信用を損なうこと等により、指定管理者として相応しくないと認められるときは、県は指定管理者の指定を取り消すことがあります。

### (3) 疑義等についての協議

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、県教育委員会及び指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

### (4) 業務の引継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理業務を引継ぐ必要があるときは、円滑に引継ぎを行わなければなりません。なお、引継にあたって必要な経費は、指定管理者の負担とします。

また、施設の管理開始前に、現管理者が既に受け付けている平成22年4月1日以降の

利用の予約については、指定管理者が引き継ぐものとします。管理者の変更により利用申込者が不利益を被らないよう配慮してください。

## 1 2 問合せ先

〒650 - 8567 神戸市中央区下山手通5 - 10 - 1 (兵庫県庁3号館 11階)

兵庫県教育委員会事務局体育保健課管理係 担当者：井奥 川上

電話：代表078 - 341 - 7711 (内線5774 又は 5795)

E - mail taiikuhenka@pref.hyogo.lg.jp

H P <http://www.hyogo-c.ed.jp/~taiiku-bo/index.html>